



高齢者の医療をみんなで支える 「後期高齢者医療制度」 75歳以上の高齢者などが対象

今年度の保険料の計算方法や納め方などをお知らせします。

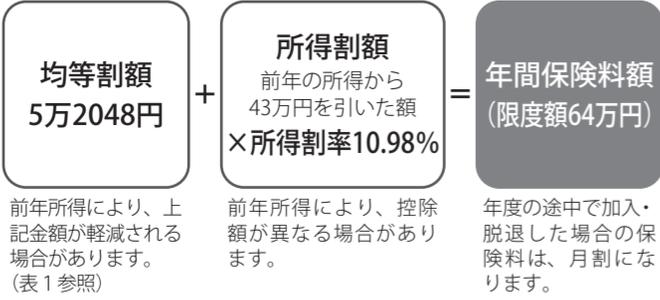
問い合わせ 国保課（市庁舎1階、保険料の内容に関する場合は保険料係、☎65・4140、保険証の交付や医療費に関する場合は給付係、☎65・4138）、制度の運営に関する場合は北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、医療費の約5割を税金などで、約4割を若年者の保険料、残りの1割を高齢者の保険料で賄う仕組みです。

保険料の計算方法

国民健康保険では世帯ごとに保険料を納めますが、後期高齢者医療制度では加入者一人ひとりが保険料を納めます。保険料は、すべての加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年所得※に応じて負担する「所得割額」の合計で、加入者ごとに計算します。

令和3年度の保険料額算出方法



※前年所得については、4頁囲み内の「前年所得とは」を参照してください。

表1 均等割額の軽減

世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	1万5614円
43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	2万6024円
43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	4万1638円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。給与所得者等：給与等の収入が55万円を超える人や、公的年金の収入が65歳未満は60万円、65歳以上は125万円を超える人。

表2 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

区分	軽減の内容
所得割	かかりません
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減

所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

保険料の軽減

均等割額の軽減

今年度の保険料は、均等割額が5万2048円、所得割額の基礎となる所得割率が10.98%、保険料の限度額は64万円です。(図)

今年度の保険料額と納め方は、7月中旬に郵送でお知らせします。保険料は制度を支える大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

世帯の前年所得に応じて均等割額の軽減があります(表1)。軽減の判定は、加入者全員と世帯主の所得で行い、世帯主が加入者でない場合も判定対象です。65歳以上の人の公的年金所得は、15万円を限度に差し引いた額で判定します。収入がない人や扶養となっていない人、障害年金や遺族年金などの非課税所得のみの人も、軽減対象となるには、申告が必要です。

象となるには、申告が必要です。被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、所得割がかららず、制度加入から2年を経過する月までの期間は均等割額が5割軽減されます。(表2)

保険料の減免など

災害や失業、その他の事由で保険料の納付が著しく困難になった場合には、一定の基準に該当すると保険料の減免などを受けられる場合がありますので、国保課保険料係へ早めに相談してください。

均等割の軽減特例の見直し

均等割軽減割合は、本来最大で7割軽減のところ、平成30年度まで特例として最大で9割軽減となっていました。

しかし、高齢化の進行や医療費が増加傾向となる中、世代間における負担の公平性の観点などから、均等割軽減特例が本来の7割軽減となるよう、令和元年度から段階的に見直されています。

令和3年度は、7.75割軽減から本来の7割軽減に変更になりました。

保険料の納め方は2通り

◆特別徴収(年金からの天引き)

年6回の年金受給時に保険料があらかじめ差し引かれます。**対象者** ・年金受給額が年額18万円以上の人(介護保険料と後期高齢者医療保険料の1期分の特別徴収額

が、1回分の年金受給額の2分の1を超える場合は除く)

◆普通徴収(口座振替または納付書)

今年度の保険料額(4月〜翌年3月の12カ月分)を7月〜翌年3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。

対象者

・年金受給額が年額18万円未満の人

・納付方法を特別徴収から口座振替へ変更する手続きをした人

納め方

口座振替で納める場合、振替日は7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの各月の末日です(12月は28日)。末日が土・日曜日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。

また、年度途中で75歳になった人や、帯広市に転入してきた人、保険料の軽減で一度特別徴収が停止になった人などは普通徴収となりますが、翌年度の途中で特別徴収に変更になる場合があります。

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)への変更

特別徴収で保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができます。希望する人は「口座振替依頼書」と「納付方法選択申出書」の提出が必要です。国保課保険料係へ申し込みください。

手続きに必要なもの

- ①通帳など口座番号が分かるもの
- ②口座の届け出印
- ③保険証

なお、帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行のいずれかで口座振替をする場合は、キャッシュカードによる手続きが可能です(専用端末で暗証番号の入

力が必要です)。手続きは随時受け付けていますが、特別徴収を停止する際、2〜4カ月程度かかるので早めに手続きをしてください。

令和3年4月より、納付相談、口座振替、還付金などの問い合わせ先は収納課に変わりました。
○納付相談に関する場合は☎65・4128/4129/4126
○口座振替、還付金に関する場合は☎65・4125

保険証を更新します

今年度の保険証を、7月下旬に郵送します。新しい保険証(黄緑色)が届いたら、今までお使いの保険証(水色)は破棄してください。また、医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封するチラシをご覧ください。

すべての加入者へ

医療費通知を送付します

受診状況の再確認と健康管理の重要性を認識してもらうため、加入者が受診した医療機関名と医療費が記載された医療費通知を、年2回、1月と2月に送付します。

後期高齢者健診(年1回無料)の受診券をお送りしています

4月下旬に後期高齢者制度加入者に対して、健診の受診券をお送りしています。受診券が届いた人は、年1回無料で受診することができます。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などにより、健診日程が変更または中止になる場合がありますのでご了承ください。